平成２５年（フ）第３１６号
千葉県松戸市栄町７丁目514番地の５
債務者　小谷さよ子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３２０号
千葉県柏市豊四季816番地515　サンクレイドル南柏610号
債務者　遠井　　剛
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３４２号
千葉県松戸市高塚新田512番地の８　梨香台団地３棟209号室
債務者　那須　正忠
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３４４号
千葉県松戸市小金原７丁目１番地　小金原団地４棟501号
債務者　高屋　真由
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３５９号
千葉県柏市逆井３丁目24番37号
債務者　湯澤　春彦
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３１号
山梨県大月市七保町葛野2633番地３
債務者　桑原　史江
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
島根県浜田市周布町ロ269番地２
債務者　空久保勝政
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第２９号
島根県浜田市日脚町1027番地１
債務者　吉村　一義
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第４３号
愛媛県宇和島市大宮町１丁目２番28号　秋月マンション１Ｆ
債務者　木原さゑみ
1　決定年月日時　平成25年７月５日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第２２５号
北九州市八幡東区西台良町６番18号
債務者　菱川　嘉夫
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３３１号
北九州市門司区長谷１丁目５番37号
債務者　松藤　通信
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３６１号
北九州市八幡西区本城東１丁目８番21―505号
債務者　山田　暢子
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４０５号
北九州市小倉南区下城野１丁目11番４―308号
債務者　岡村　泰造
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４０６号
北九州市小倉南区下城野１丁目11番４―308号
債務者　岡村　潤子
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４６１号
神戸市中央区二宮町１丁目14番10号　光宮文化101号
債務者　藤田千江里
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４７５号
神戸市北区ひよどり台５丁目７番地　65棟203号、従前の住所神戸市兵庫区菊水町10丁目39番地の18　夢野団地３―704号
債務者　照沼紘一郎
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部